

兵庫県公報

平成22年10月12日 火曜日 第 2226 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 道路の位置指定（建築指導課）	1
○ 西神第3地区工業団地造成事業に係る工事完了の届出（神戸県民局）	1
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（中播磨県民局）	2
○ 大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要（都市計画課）	2
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	5
人事委員会公告	
○ 身体に障害のある人を対象とする兵庫県職員採用選考試験の実施	6

告 示

兵庫県告示第1028号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
なお、その関係図書は、平成22年10月12日から北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

平成22年10月12日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	道路の位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H22北播位置 0002号	22.9.27	加東市上滝野字田中元788番12	4.20	41.7

兵庫県告示第1029号

近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和39年法律第145号）第26条第1項の規定に基づき、神戸国際港都建設工業団地造成事業西神第3地区工業団地造成事業に係る工場等の敷地の造成に関する工事が次のとおり完了した旨、神戸市長から届出があった。

平成22年10月12日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 工事が完了した工区の名称
第2-1工区、第2-2工区、第10-1工区、第10-3工区、第12工区及び第15工区
- 2 工事が完了した地域の名称
神戸市西区見津が丘2丁目7 外7筆
同 市同区見津が丘5丁目4 外6筆
同 市同区見津が丘6丁目 外1筆
- 3 工事完了年月日
平成22年8月31日
- 4 事業の施工計画を定めた者の住所及び氏名
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市 代表者 神戸市長 矢田立郎

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成22年10月12日

中播磨県民局長 網 谷 喜 明

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ダイソーひめじ岡田店
 所在地 姫路市岡田字七反長360番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 三菱UFJリース株式会社
 代表者の氏名 小 幡 尚 孝
 住所 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
 - ア 変更前 (仮称) ザグザグ姫路岡田店
 - イ 変更後 ダイソーひめじ岡田店
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前	名称	代表者の氏名	住所
	株式会社ザグザグ	藤 井 孝 洋	岡山市清水369-2
イ 変更後	名称	代表者の氏名	住所
	株式会社大創産業	矢 野 博 丈	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
- 4 変更年月日
平成22年8月28日
- 5 届出年月日
平成22年9月15日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成22年10月12日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成23年2月14日
 - (2) 提出先
兵庫県中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課
〒670-0942 姫路市北条一丁目98番地



大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成22年10月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 イオン伊丹西ショッピングセンター（仮称）
 所在地 伊丹市池尻四丁目1番1ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により伊丹市から聴取した意見の概要
 - (1) 駐車需要の充足等、交通に係る事項について
 - ア 店舗開店後の周辺道路の状況に応じて、適宜、講じるべき対策を協議・実施できるよう、必要な体制を整備すること。
 - イ 店舗開店当初は、相当数の来客が見込まれ、一時的に店舗内の駐車場が不足することが予想されるため、必要に応じて隔地駐車場を確保すること。
 - ウ 一時的な搬出入車両の集中や荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間前からの道路への車両滞留の可能性があるため、退避場所を確保すること。
 - エ 歩行者と自動車との動線分離による安全確保の観点から、自転車や徒歩による来店経路を示すこと。
 - (2) 防災・防犯対策への協力について
 周辺自治会等が行う防災・防犯活動等への支援・協力を努めること。
 - (3) その他
 周辺道路の交通渋滞、生活道路への来客車両の進入、周辺住居への騒音被害及び通学路の安全性の低下等、店舗開店後に起こった諸問題について、周辺住民や自治会等から苦情・要望が寄せられた際は、必要に応じて住民の会合に参加する等、誠意をもって対応し、信頼関係の構築に努めること。
- 3 同法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要

意見書提出者名	意見の概要
尼崎市	来客車両の交通誘導については十分に検討の上、その対策を講じること。 特に、来客車両が周辺の生活道路へ進入することがないように、十分にその対策を講じられたい。
宝塚市	宝塚市内2箇所の交差点（小浜交差点及び金井町交差点）の交通処理については、今後とも継続して本市と協議されたい。
桜台地区コミュニティ協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該店舗へアクセス可能な公共交通機関はバスのみであり、店舗開店当初並びに土曜日、日曜日及び祝日には、多数の来店が予想され、周辺生活道路への来客車両の進入が懸念されるため、交通整理員を配置すること。 また、地域住民の安全・安心のため、店舗開店後もイオンと桜台地区コミュニティ協議会との定期的な懇談会の開催を切に希望する。 2 桜台地区コミュニティ協議会の構成団体や構成員と個別に交渉や協議が行われた事項について、今後とも誠意をもって対応を継続すること。 3 十六名公園及びその周辺の住宅街における確実な違法駐車取締り並びに生活道路への車両進入による渋滞及び事故の防止について、対策を講じること。 4 学童等の非行防止策として、近隣の公園についても警備員若しくは警察官による巡回を実施すること。
池尻小学校区まちづくり協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 信号のない交差点における信号機の設置等について 市道池尻中野西線は、バス路線であり、また、県道42号尼崎宝塚線と交差することから、交通渋滞が常態化している。西野新橋南側の交差点には、信号機が設置されておらず、また、現状でも東方面からの右折車両が頻繁に見受けられる状態であるため、店舗開店後の渋滞発生は避けられない。当該交差点への信号機設置、又は、右折禁止措置の対策を検討すること。 2 道路整備と交通整理員の配置について 店舗開店により、大樋橋交差点から市道西野西昆陽線を南進して通行する車両が増大し、国道171号に至るまでの間で渋滞が発生する。また、同様に大樋橋交差点を西進する車両も増大し、甲武橋交差点も慢性的に渋滞することになる。地域住民及び近隣の企業は、安全安心な道路を望んでいる。歩道を含めた道路整備と設置者に対する交通整理員の配置についての行政指導をお願いする。

	<p>3 店舗周辺道路の交通対策について 以前から西野公園に隣接する交差点への信号機の設置を要望しているが、実現していない。このまま店舗が開店すると、市道西野西昆陽線の交通麻痺は避けられないものとなるため、早期の対応をお願いする。</p> <p>4 武庫川新橋の交通渋滞対策について 店舗開店により、西野三丁目交差点を東進右折する来店車両の増大が見込まれ交通渋滞は必至である。早期に道路改良を行い、右折専用信号機を設置するようお願いする。</p> <p>5 広域的な交通整理員の配置について 店舗から半径1キロメートルの範囲に交通整理員を多数配置しなければ交通渋滞が悪化する。設置者は、店舗開店後、1箇月程度の周辺警備しか予定していないため、警備体制の見直しについて行政指導をお願いする。</p> <p>6 道路標識の追加設置について 市道西野西昆陽線は、通学路であるところ、歩道もなく、また、設置されている道路標識も少ない路線である。店舗開店後は、交通量の増大も懸念される中、学童は通学しなければならないため、事故防止の観点から、交通違反取締りの強化と速度制限標識の追加設置をお願いする。</p> <p>7 信号現示の調整について 市道2054号は地域の重要な道路である。当該道路は県道42号尼崎宝塚線と交差しているが、交差点近傍に店舗の駐車場の出口が設置されており、慢性的な交通渋滞の発生が避けられない。県道と市道との交差点及びその南側交差点の信号現示の調整、自動車利用者を含めた近隣住民が安心して利用できる交通システムの構築並びに交通整理員の配置をお願いする。</p>
<p>池尻小学校区まちづくり協議会 阪神住宅自治会</p>	<p>1 駐車場利用可能時間は、午後11時30分までとなっているが、立体駐車場のスロープを通行する車両走行騒音の影響を考え、高層階駐車場について午後10時以降の利用を制限する等の配慮をお願いする。</p> <p>2 店舗南側の道路は、小学校の通学路であるところ、歩道が整備されていない箇所が存在する。住民が納得できるレベルまでの整備をお願いする。</p> <p>3 店舗南側の住宅（特に低層住宅）からの眺望は、窓一面が店舗に覆われることになる。また、現状でも工事の照明が漏れるような状況にあるが、南側は、1階の道路付近を除き、夜間は照明をつけないよう配慮願いたい。住宅地に隣接して立地している店舗であるということを十分留意すること。</p> <p>4 店舗開店後、生じることが予想される諸問題について対処するため、近隣住民との話し合いの場を設定すること。大規模な店舗の近隣で生活していく住民の心情に十分配慮し、誠実な対応をお願いする。</p> <p>5 店舗南側出口からの尼崎方面への退店車両は、交通渋滞の影響で県道42号尼崎宝塚線に至るまで相当の時間を要するものと予想され、これを回避する来客が店舗北側出口から退店、大槌橋交差点から昆陽川沿いを南進するという迂回経路を選択することにより、生活道路への流入が懸念される。この経路は、道路幅員も狭いうえ、曲がり角も多く、また速度制限標識も少ないので、標識の追加設置等、注意喚起の対策をお願いする。</p> <p>6 店舗北側出口の前面に信号機を設置すること。天神川橋南詰交差点の右折車線までは約250メートルの距離があり、混雑緩和に寄与するものとする。</p> <p>7 青少年の非行防止に努めること。</p>
<p>池尻小学校区まちづくり協議会 アルス伊丹自治会</p>	<p>当自治会が存する共同住宅の前面の道路は、通学路であるところ、現在でも朝夕の通勤時間帯等に抜け道として利用されている状態である。店舗開店後、来客車両の交通量が重なって、危険性が增大することは明らかであり、また、休祭日にはその影響により、自家用車で出掛けた地域住民が容易に帰宅できない状況になることも予想され、不安が募るばかりである。</p>
<p>西野五丁目自治会</p>	<p>本自治会の地域は、店舗北側の地区に存し、市道池尻中野西線に面している。当該道路は狭いため、店舗開店に伴い交通量が増加すれば、渋滞が発生する懸念がある。店舗から半径1キロメートル以内の交通対策として、交通整理員の配置図面の提出をお願いする。</p>

ロイヤルシャトー 伊丹自治会	多くの来客が見込まれる店舗であり、多くのゴミの散乱等が懸念されるため、週に1回、店舗周辺の美化活動を行う等、環境保持をお願いする。
株式会社阪神自動車学院 管理者 藤 島 憲 一	<ol style="list-style-type: none"> 1 武庫川左岸堤防道路には中央線がなく、また、道路幅員も狭い。国道171号を東進する来客車両に対し、甲武橋東詰交差点を直進するよう誘導すること。 2 天王寺川左岸道路の西野新橋前の横断歩道に信号機を設置するか、又は、東方面から流入する車両の右折防止策を講じること。 3 天神川橋南詰交差点に北方面から流入している右折車線を延伸すること。 4 大樋橋交差点の改良工事を実施し、右折車線を設置すること。 <p>(理由) 当学院は、自動車教習所を運営している。店舗開店により、地域内の幹線道路から生活道路に至るまで、店舗の営業時間帯を中心に恒常的な渋滞が発生し、業務に多大な影響を受けることは必定である。業務への支障を最小限に抑えるため、上記4つの対策を実施するよう、設置者に対し行政指導されたい。</p>
生活と環境を考へる会 代表 寿 徳 昌 弘	<ol style="list-style-type: none"> 1 営業時間帯等の限定的な延長について 店舗の営業時間帯及び駐車場の利用可能時間帯を年間40日間に限り延長としているが、その時期や目的について説明がない。生活道路への来客車両の流入の可能性を高めるものであるので認め難い。 2 歩行者の安全確保について 西野新橋に近接して出入口が設置されるため、自動車及び歩行者等の交通量の増大と交錯が予想される。事故防止の観点から、西野新橋への歩道の設置を求める。 3 来客車両の進入防止対策について 西野新橋北側の交差点から県道42号尼崎宝塚線への道路を抜け道として利用できないような交通規制を実施されたい。 4 土壌汚染対策について 計画地は、土壌汚染対策法に基づく指定区域の指定が解除されていないところ、建築工事に伴う掘削を地下深くまで行っている。掘削土の汚染度や処分先を明らかにされたい。 5 非行防止対策について 店舗内に図書館を設置するとのことであるが、学童等が集まることに対する非行防止対策を示されたい。 6 地域の小売店への配慮について 店舗開店に係る地域の小売店への影響とその対策を示されたい。 7 開店時の交通対策について 開店時の交通渋滞の防止策を示されたい。 8 光害対策について 建物周囲の照射は最小限のものとされたい。

4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成22年10月12日から1月間



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成22年10月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ホームセンターコーナン加西店

所在地 加西市北条町北条字長尾96-1ほか

2 同法第8条第1項の規定により加西市から聴取した意見の概要

(1) 環境負荷の低減について

ア 低炭素社会の実現に向けて、太陽光発電、雨水利用、高反射性塗料、LED照明等の採用を検討願いたい。

イ 早朝からの営業に係る搬入車両及び来客車両のアイドリングストップの徹底を図ること。

ウ 完成後の営業に係るCO₂排出量の予測数値を提示願いたい。

(2) 防犯対策について

地域住民の要望等があれば、防犯灯の設置に努められたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築第2課

(2) 縦覧期間

平成22年10月12日から1月間

人事委員会公告

身体に障害のある人を対象とする兵庫県職員採用選考試験の実施

身体に障害のある人を対象とする兵庫県職員採用選考試験を次のとおり実施する。

平成22年10月12日

兵庫県人事委員会

1 試験職種、採用予定人員及び勤務先

選考職種	採用予定人員	勤務先
事務職（初級）	4名程度	1 本庁各課、地方機関等 2 教育委員会事務局、県立高等学校等 3 県内（神戸市を除く。）の市町立小中学校等

2 受験資格

次のすべての要件を満たす者であること。

- (1) 昭和55年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から4級までの者
- (3) 日本国籍を有する者（県内の市町立小中学校等勤務のみを希望する者を除く。）
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に掲げる欠格条項に該当しない者

3 試験日及び試験地

(1) 第1次試験

ア 試験日

平成22年11月17日（水）

イ 試験地

神戸市内及び姫路市内

(2) 第2次試験

別途決定する。

なお、応募者が少ない場合は、第1次試験日に実施する。

4 試験の方法

(1) 第1次試験

ア 教養試験

高等学校卒業程度の一般教養について択一式により行う（点字による受験も認める。）。

イ 論文試験

一般的な課題により高等学校卒業程度の理解力・判断力、独創性・説得力、文章表現力・文章構成力について行う（点字による受験や一定の基準に該当する者のパソコン等の使用も認める。）。

(2) 第2次試験

口述試験

個別面接の方法により行う。

5 合格者の発表

(1) 第1次試験

別途決定する。

なお、応募者が少ない場合は、第1次試験日に発表する。

(2) 第2次試験

平成22年12月3日（金）午後3時

兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに、受験者全員に郵送により通知する。

6 受験手続及び受付期間

- (1) 申込書は、兵庫県人事委員会事務局、各県民局等で配布する。郵送を希望する場合は、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号封筒）を同封の上、「身体障害者請求」と朱書し、兵庫県人事委員会事務局へ請求すること。

また、インターネットの兵庫県職員採用情報のホームページでも受験申込書の配布を行う。

アドレス http://web.pref.hyogo.lg.jp/pc02/pc01_000000073.html

(2) 受験申込み

ア インターネットによる場合

「兵庫県電子申請システム」を利用して、画面の指示に従って申し込むこと。受験票は、申込受付後、平成22年11月中旬に発行する。

アドレス http://web.pref.hyogo.lg.jp/pc02/pc01_000000067.html

イ 郵送・持参による場合

所定の申込書に必要事項を記入し、写真（申込前6箇月以内に撮った上半身正面無帽の縦4センチメートル・横3センチメートルの大きさのもの）を貼り、兵庫県人事委員会事務局へ提出すること。受験票は、申込受付後、平成22年11月中旬に発送する。

(3) 受付期間

ア インターネットによる場合

平成22年10月14日（木）午前9時から同月25日（月）午後5時まで（受信有効）

イ 郵送による場合

平成22年10月14日（木）から同月29日（金）まで（必着）

ウ 持参による場合

平成22年10月14日（木）から同年11月4日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

7 試験についての問い合わせ先

兵庫県人事委員会事務局職員課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 (078) 341-7711 内線 5920、5921